

第2章 農用地の保全管理

1. 遊休農地発生防止のための保全管理

(1) 遊休農地発生防止のための保全管理

農地の草刈り等や害虫駆除を適正に行い、耕作可能な状態に農用地を保全管理すること。なお、既遊休農地については、協定期間内に遊休農地を解消すること。

【活動のねらい】

年度活動計画に基づき、遊休農地等の草刈りや害虫駆除等を適正に行い、農用地を耕作可能な状態に保全管理することが大切です。

【活動の内容】

農用地を耕作可能な状態にするため、草刈りや害虫駆除等を適正に行います。

草刈りや害虫駆除等の活動を行った農用地は、草刈りや耕耘等を実施して、その後の営農活動に伴う耕起が円滑に行えるよう継続的な保全管理を行います。

また、草刈りや害虫駆除等と併せて、畦畔や法面等も適切に管理し、いつでも農用地として利用可能な状態に保全します。

遊休農地等が原因で近隣のほ場に有害な害虫等が発生している場合には、農薬を散布する等、害虫の駆除を行うとともに、害虫のすみかとなる草類を取り除きます。



遊休農地となるおそれのある農用地の草刈り作業

【配慮事項】

長期にわたって耕作が見込めない農用地については、雑草等の侵入や土壌侵食を防止するためビニールで覆うビニールマルチ等、省力的かつ長期的な農用地管理を検討する必要があります。



ビニールマルチした遊休農地になるおそれのある農用地

【遊休農地発生防止のための保全管理】

～活動例～

・活動対象

遊休農地（2ha）

・活動内容

草刈りによって病害虫の発生を防止するとともに、畦畔管理を行い、水田としていつでも利用可能な状態に維持しています。

・活動時期

作業は、6月（ほ場作業や雑草の繁茂状況を考慮して決定）、8月（盆の時期に向けて景観配慮をするため）の年2回実施しました。

・参加者

作業は、「農事改良組合」の数名が参加しました。

(2) 農用地の除れき

生産性の確保による遊休農地発生の防止のために、石れきの除去を行うこと。

【活動のねらい】

遊休農地の発生を抑制するためには、農用地の石れき等の除去を行い、生産性が確保されている状態に保全管理することが大切です。

【活動の内容】

石れきを除去する際に支障となる草木の茎や葉等の残さやマルチ用ビニール等の農業用資材、刈草等を取り除き、目視で発見した石れき等を拾い集めます。一通り除れきの終わった農用地については、トラクター等で耕耘し、土中に埋まっている石れきを表面に掘り起こします。その後、表面に現れた石れきを拾い集めます。

作物の収穫後から作付け前に行います。



石れきの現れたほ場

【配慮事項】

- ・ 除れき作業は、作業者が一列に並んで作業を行う等、作業を終えた場所とこれから作業する場所が判るように作業を進めます。
- ・ 除れきには、専用の作業機械もあるので、作業面積が広い場合等は、利用を検討します。

2. 畦畔・農用地法面・防風林等の草刈り

(1) 畦畔・農用地法面等の草刈り

ほ場内の作業性の確保、病虫害発生低減等のために、協定に位置付けた農用地の畦畔・農用地法面やその周辺部の草刈り又は除草が行われ、農業生産への障害が生じていないこと。その際には、草刈り又は除草活動後の草を適正に処理し、刈り取った場所に放置されていないこと。又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じていないこと。

【活動のねらい】

畦畔・農用地法面や、その周辺部の草刈り又は除草を行うことによって、ほ場内の作業性の確保や、病虫害の発生を低減することが大切です。活動を行う際は、刈り取った草を放置すること等により、農業生産や生活環境への支障が生じることのないように留意します。

【活動の内容】

雑草の草丈が高くなると、草刈り機に絡みやすくなる等作業効率が落ちることから、草丈の低い時期に行います。草刈りは、水田側から畦畔中央部に向かって草を刈ると、刈草が水田に落ちるのを防ぐことができます。水路に草が落ちる場合、フォーク等を水路に刺し、下流に流れないようにして取り除きます。刈草は集積場所を決めて置いたり、敷きワラやたい肥にしたりして適正に処理するようにします。

なお、刈草をその場に存置する場合は、刈草が水田や水路に落ちないように配慮するとともに、農作業や通行等の障害とならないようにすることが大切です。



草刈り及び刈草処理状況

【配慮事項】

- ・刈草が農業生産に支障を与えないことに加え、地域住民の迷惑にならないように、適切に処理することが大切です。
- ・草刈機は、作業者の体力や経験、現場の状況等に合わせ、作業に無理のない、より安全性の高いものを利用します。
- ・カメムシが雑草から稲穂に移動しないように、出穂する前に草刈りを行っておくことが必要です。
- ・草刈り作業前には、空き缶や空き瓶等、怪我につながるおそれのあるものがないことを確認します。また、草刈り作業者は、肌を露出しないように長袖・長ズボンの作業着を着用し、防護メガネや防護手袋、耳栓を使用する等し、安全に留意します。
- ・農用地の法面に水路が接する場合は、水路の水位を下げ、流れを遅くする等により、作業の安全性の確保に努めるようにします。

【畦畔・農用地法面等の草刈り】

～活動例～

・活動対象

農用地法面

・活動内容

集落内に設置した「土木委員会」で事前に実施した点検活動による点検結果に基づいて、共同作業計画を作成し、草刈り作業を行いました。作業は、下草が残る程度に草刈り機や鎌で実施しました。

・活動時期

作業は、春（4月中旬：農繁期前のほ場準備）、夏（8月上旬：雑草の繁茂が旺盛となる時期）の年2回実施しました。

・参加者

集落内の農用地や里山が荒廃していくことへの危機感から、非農業者を含む集落70戸が参加しました。

(2) 防風林の枝払い・下草の草刈り

ほ場隣接の防風林やその周辺部の枝払い、草刈り又は除草等の作業により、適正な管理を行うこと。この際には、枝払いや草刈り又は除草活動後の草等を適正に処理し、刈り取った場所に放置されていないこと。又は、その場に存置する場合にあっては農業生産・生活環境への支障が生じていないこと。

【活動のねらい】

ほ場に隣接する防風林やその周辺において、枝払い、草刈り、除草等の対策により、防風林の適切な維持管理を行うことが大切です。活動を行う際は、刈り取った枝や草を放置すること等により、農業生産や生活環境への支障が生じることをないように留意します。

【活動の内容】

防風林は、農用地への風を弱めることにより、表土の飛散や作物の風害を緩和することに役立っています。

一般に、防風林は樹高が高いほど防風範囲は広くなり、風の弱まる範囲は風上側で木の高さの約5倍、風下側で20倍程度の距離といわれています。

防風林の効果を維持していくためには、必要に応じて次のような維持管理を行うことが大切です。

1) 枝払い、剪定、梢頭刈り

枝払いや剪定等を行う場合は、樹高と側枝の調整を図り、その後の伸長により、防風機能が必要な時期に理想的な密閉度を確保することが大切です。剪定や枝払いの程度は、樹種によって枝の再生力と伸長状態が異なるため、植栽間隔、樹勢、時期等の諸条件を考慮して決める必要があるため、専門家に相談します。

梢頭刈りは、樹高や枝張が揃った防風林とするために、生長しすぎた幹や枝の先端を切る作業です。

また、剪定、枝払いは、防風効果を維持しつつ、健全な林分状況を維持するために行う作業です。枝先が密生した防風樹を春季に剪定すると、日照条件が良好になります。また、林内の風通しが良くなるため、病虫害の発生も少なくなります。

2) 下草の草刈り

病虫害の発生を低減するために必要に応じて下草の草刈り等を行うことも大切です。なお、枝払いした枝や刈り取った草等は適正に処理します。



防風林の枝払い

【配慮事項】

- ・ 枯死木や生長不良木の多い箇所で、防風機能の低下を防ぐために、補植することが必要です。
- ・ 下草刈りや枝払いを行う場合は、機械の操作に十分注意します（（１）畦畔・農用地法面等の草刈り p25 参照）。

3. 畦畔・農用地法面等の補修

(1) 畦畔の再構築

形状の劣化・沈下・破損等が見られる畦畔（土・コンクリート問わず）の幅や高さ等の形状回復等の対策を行うこと。

【活動のねらい】

畦畔は、特に災害を受けなくても長い間に高さや幅が変化します。形状の劣化・沈下・破損等が見られる畦畔（土・コンクリート問わず）については、機能診断の結果に基づき、幅や高さ等の形状回復等の対策を行うことにより、かんがい用水を有効利用することのできる状態に保全管理することが大切です。

【活動の内容】

土羽の場合は、盛土等により本来の高さや幅に形状を回復させます。使用する土は、地盤によくなじむようできる限り、現場のものを使うこととします。この場合、畦畔の形状に変化が起こる可能性があるとともに、畔塗りや草刈り等の管理作業が必要となります。コンクリートの場合は、ロータリーの爪やコンバインを傷つけることもあり、最近では、現場の土に普通セメント、土壌凝固剤と水を加えて土壌モルタルを作り、畔塗り機等を利用して畦畔を被覆する方法があります。

石積畦畔では、水路が隣接している場合に、崩れ落ちた石が畦畔下の水路を塞いでしまうことがありますので、その場合は石を取り除き、石積みの補修に使えるように近くに確保しておきます。

補修の時期は、非かんがい期が適しています。

【配慮事項】

- ・かんがい期間中に畦畔が部分的に低くなっている場合は、応急的に板や土のう等で緊急に補修し、その後非かんがい期に本格的に補修します。
- ・構造が異なる資材によって形成された畦畔（石積みと土羽、ブロックと土羽等）は、境目部分の強度が低い場合があるため、このような部分は特に丁寧に施工しておく必要があります。

(2) 農用地法面の初期補修

降雨による影響等で農用地法面に侵食が発見された場合、補修・補強等の対策を行うこと。

【活動のねらい】

降雨による影響等で農用地法面に侵食が確認された場合には、早い段階で補修・補強等の作業を行い、農用地法面を保全管理することが大切です。

【活動の内容】

1) 準備作業

水みちの状態や法面の侵食状況から、土を補充して締め固めるか、碎石、土のう等を用いて補修するかを判断し、補修資材等の材料を準備します。

2) 補修・補強作業

土を補充し締め固める場合は、安全を確保しつつ侵食部分を整形し、補充用の土と混合する等盛土が地盤によくなじむようにします。この場合、補充用に用いる土には水路から泥上げした土砂も使用できます。また、これまでに侵食が発生したような箇所は、土のう等により補強します。この場合、地盤との隙間ができないように注意します。

【配慮事項】

- ・長大な法面は、法尻の小規模な侵食が大きな被害につながることもあるので、早急な補修が必要な場合があります。一方、地すべり地域では、初期補修に伴うわずかな法面整形が地すべりを誘発する場合もあるので、大きな被害が予想される場合には、市町村や土地改良区等に連絡し、補修対策等を依頼します。
- ・雨水が集まりやすい等の原因で侵食が発生する場合は、集水の方法について根本的な解決法が取れないかを検討します。



農用地法面の補修

【農用地法面の初期補修】

～活動例～

・活動対象

侵食のあった農用地法面（1箇所）

・活動内容

降雨後に見回り点検を実施し、農用地法面に 1m × 2m 程度の侵食があったため、補修を実施しました。

・活動時期

6月

・参加者

各農家が個別に実施しています。



農用地法面が崩れた状況

4. 施設の適正管理

(1) 鳥獣害防護柵の適正管理

鳥獣被害防止のための防護柵の下草刈りや簡易補修等による適正な管理を行うこと。

【活動のねらい】

鳥獣害防護柵については、防護柵周辺の下草刈りや設置した施設の簡易補修等を行うことにより、鳥獣被害防止機能が維持できる状態に保全管理することが大切です。

【活動の内容】

1) 鳥獣害防護柵の管理

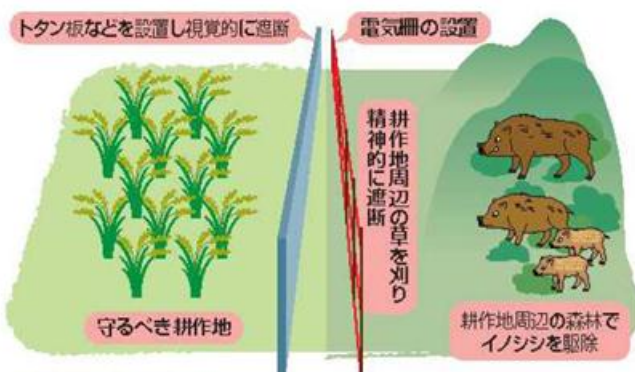
対象とする動物によって防護柵の管理方法に違いはありますが、一般的には以下に留意する必要があります。

- ①柵を設置した場所の周囲の木の枝が伸びると、そこから侵入してくるため、適宜、枝の除去を行う必要があります。
- ②電気柵は、雑草が生えると雑草の影響で漏電状態になり、効果がなくなるため、適宜草刈りが必要です。草刈りと同時に断線箇所の補修も行います。
- ③積雪による断線を防ぐため、降雪前に防護柵を撤去し、春先に再設置する等、気象条件を踏まえた管理を実施することが必要です。



防護柵設置状況

春先の動物の活動が活発になる前や収穫期前等に、機能診断の結果に基づき損傷箇所の補修を行うほか、適宜、点検を実施し、草刈りや補修を行う必要があります。

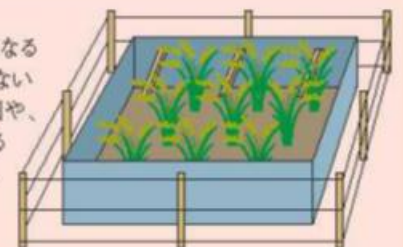


被害対策の理想

これはイノシシ対策の理想のモデルです。被害対策では、被害が激しくなる前の早い段階で、いかに理想に近づけるかが重要です。

チェック法

- ▼水田の回りの目隠しとなるやぶ、侵入通路を作らない
- ▼電気柵の漏電の原因や、目隠しとなる下草を刈る
- ▼柵は一方だけでなく、四方をしっかり囲む
- ▼柵は隙間を作らない
- ▼畑の中を丸見えにしない



<参考文献> 江口法輔「イノシシから田畑を守る おもしろ生態とかしい防ぎ方」農文協

しまねのイノシシ対策より
島根県農林水産部

【配慮事項】

- ・ 林道入り口や人の往来のあるところには「注意看板」を立てる必要があります。
- ・ 感電防止のため、長グツ、ビニール手袋を着用して作業する必要があります。
- ・ 効果的・効率的な被害防除を行うためには、防護柵の設置だけではなく、その他の被害防止策、個体数管理、生息環境管理の取組を総合的に推進することが重要であり、市町村等と十分に連携を図って取り組むことが必要です。

【鳥獣害防護柵の適正管理】

～活動例～

・活動対象

農用地の山側に設置したイノシシ対策のための電気柵(1,500m)

・活動内容

電気柵は、農家組合が設置し、農家組合が中心となって保安全管理をしています。管理の内容は、積雪後の断線箇所の修復や、雑草・繁茂による電気柵漏電防止のための除草剤の散布等です。

・活動時期

3月に断線箇所の修復を半日程度、6月に除草剤散布を行いました。

・参加者

家庭菜園の被害もあることから、農業者と非農業者が共同で作業しました。

(2) 防風ネットの適正管理

防風ネットの下草刈りや簡易補修等による適正な管理を行うこと。又は、新たに防風ネットを設置し、適正な管理を行うこと。

【活動のねらい】

防風ネットについては、下草刈りや設置した施設の簡易補修等を行うことにより、防風機能が維持できる状態に保管理することが大切です。新たに防風ネットを設置する場合についても、適切な維持管理を行うことが大切です。

【活動の内容】

1) 防風ネットの管理

未使用時は、可能な限り取り外して収納しておくことが必要です。

また、ネットの取り付け部には力がかかるため、適正な取り付け金具を使用します。この際、支柱とネットが接触するところが錆びたり、表面が滑らかでない場合、雑草等の繁茂によりネットが破れやすくなるので注意が必要です。

通常は、春先の農作業が始まる前に機能診断結果に基づいて必要な補修を行います。



防風ネットの設置状況

台風等の暴風雨の前には、農作物や施設の保護のために、ネットと支柱の間の緩みや破損等の状況を確認し、必要に応じて補修を行います。農産物の収穫後の飛砂が発生する秋から春先の時期に状況確認や補修を行うことも必要です。

2) 防風ネットの設置等

防風ネットの設置に当たっては、対象とする風向に直交する方向に設置することが望ましいですが、地形・道路・水路・耕作の便・経費・既存林等の条件を総合的に判断して適切な位置を決定します。

(3) 暗渠施設の清掃

暗渠施設への高圧水による清掃等を実施し、機能の維持・回復等の対策を行うこと。

【活動のねらい】

暗渠施設については、必要に応じて、配水管内に堆積した土砂やごみ等を高圧水等により清掃する等の対策を行い、暗渠排水能力が維持できる状態に保管理することが大切です。

【活動の内容】

1) 準備作業

暗渠排水口付近に土砂やごみが堆積している場合は、堆積物を除去します。また、雑草が繁茂している場合は刈り取ります。排水路の水位が暗渠排水管よりも高い場合は、排水口よりも下になるように排水路の水位を下げます。

2) 暗渠排水管の清掃

①水甲を利用した洗い流し

清掃は、一旦水甲を閉じて暗渠排水管を満水にさせた後に水甲を全開にし、水流の勢いで管内の土砂を排出します。特別な機器は必要としませんが、ひどい目詰まりに対しては効果が得られない場合があります。

水甲を利用した洗い流しは、落水期に行います。

②暗渠排水管の立ち上がり等を利用した洗い流し

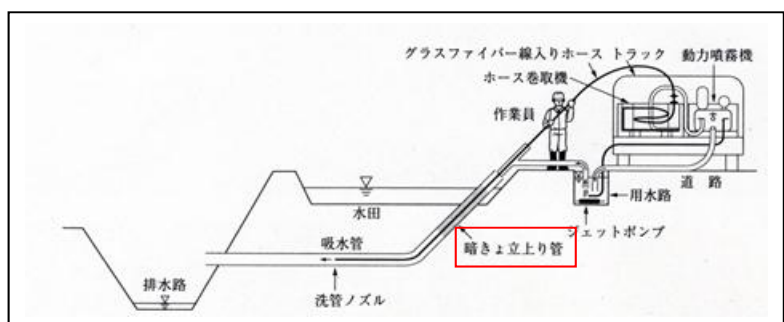
暗渠排水管の上流側の立ち上がりがある場合や清掃用のパイプが設置されている場合は、上流側から洗管ノズルを流し込み、管内の土砂を洗い流します。



暗渠排水口



水甲



暗渠排水洗浄状況

③排水口からの高圧水による洗浄

高圧水を用いた暗渠排水管の洗浄装置が使用できる場合には、この装置のノズルを排水口から管内に挿入し、高圧水を噴射することによって、土砂を洗い流します。

【配慮事項】

洗浄作業や洗浄穴の掘り起こしに際しては、暗渠排水管や水甲を破損することがないように気を付けます。

【暗渠施設の清掃】

～活動例～

・活動対象

暗渠排水管 約 6ha

・活動内容

農家からの暗渠の排水能力低下の報告に基づいて、県土連所有の洗浄機の貸与を受けて、洗浄を実施しました。暗渠管が長くて全区間洗浄できない場合は、所有者の判断により洗浄できなかった区間を掘り、洗浄した後埋め戻し作業を行う場合もありました。

・活動時期

作業は、栽培期間終了後の 10 月以降に 1 回実施しました。

・参加者

土地改良区役員と各農家で行いました。

(4) きめ細やかな雑草対策

畦畔又は農用地法面の形状確保や雑草繁茂・病虫害発生抑制のために、「カバープランツ又はハーブの植栽・管理」、「抑草ネット等の設置」、又は、「薬剤による地上部の除草」を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意することとし、抑草ネットについては、機能診断結果に基づき、必要に応じた適正な管理を行うこと。

【活動のねらい】

農用地法面の雑草が繁茂したままの状態であると、病虫害の発生や法面の形状変化の原因になるとともに、法面の位置が判別しにくくなり危険です。このため、きめ細やかな雑草対策を行い、畦畔・農用地法面の機能が維持できる状態に保全管理することが大切です。

【活動の内容】

例年の草の伸びから雑草対策を行う日を決めておき、活動組織の構成員が参加しやすい体制で行います。具体的な手法には以下のようなものがあります。

- ・草刈り：草刈り機や鎌による除草
- ・カバープランツ・ハーブ：芝等の植栽により雑草を抑えるもの
- ・抑草ネット：雑草をネットで被覆することにより、雑草の生育を抑制するもの
- ・薬剤による地上部の除草：地上部のみを枯死させる等特殊な薬剤の使用

1) 草刈り

①実施方法

- ・定期的な草刈りにより、安定した植生を維持でき、法面の保護、病虫害発生予防、安全確保につながります。
- ・草刈り機や鎌を用いて、気象条件や草丈により回数は違いますが、草の伸びが大きい夏場を中心に適宜草刈りを行います。水利施設の周辺、急な斜面、水路の屈曲部等は、構造物や境界杭等に注意しながら草刈りを行います。

②配慮事項

- ・草丈の短いうちに刈り取れば、刈草を法面等に置いても作業に支障がない等、作業的に楽になります。
- ・草刈り機等を使用する場合、小石や刈り取った草がたくさんとどきます。作業に適した服装をするとともに防護眼鏡や手袋も必要です。周囲の人に注意を払いながら安全で正しい操作を行います。
- ・水路の流れが速く深い場合は、水位を下げる等、安全の確保に努めます。



草刈り状況

- ・刈草は水路に落とさないよう留意し、集積場所や処理方法を予め決めておき、適正に処理します。



2) カバープランツ又はハーブの植栽・管理

①実施方法

特定の植生で被覆することにより、他の雑草防止、土壌侵食防止、病虫害発生防止、安全の確保が可能になります。

ア. 計画

- ・植栽時期は、一般に夏期雑草の抑制のため春先～梅雨前が好ましいですが、地域の状況や植栽する品種に合わせて計画します。
- ・植栽する品種は、地域の生態系との調和、地表の被覆性が高いこと、草丈が低いこと、耐踏圧性が高いこと、気候や土質に対する適性、病虫害に強いことについて検討し選定を行います。また、年間を通じて安定した被覆が確保できるようにすることが望ましいことから、混植等についても検討します。

イ. 実施

- ・植え付けには雑草のない状態が適していることから、設置予定箇所の除草等を行うとともに、畦畔法面等の整地、整形作業を行います。
- ・土壌によっては下地に施肥を行い、設置前に下地作りを行います。



植栽状況

ウ. 確認

- ・定植後、カバープランツ等が土壌全面を覆うようになるまでは、手取り除草や追肥作業等が必要です。
- ・完全に根付くまでは、水分不足により生長不良や枯死する恐れがあるため、定植後しばらくの間は水分状態に注意し、適宜かん水を行います。

②配慮事項

- ・生態系保全の観点から、植栽に適当な在来種がある場合には、優先的に使用することを検討します。なお、必要に応じて専門的な知識を有する者の助言を受けるようにします。
- ・作業に危険が伴うと想定される場合は、安全施設を設置するとともに、保険に加入するなどの対策を講じます。



カバープランツ状況

3) 抑草ネット等の設置

①実施方法

畦畔をネット等の資材で被覆して雑草の生育を抑制することにより、草刈り作業が軽減されます。一般に、抑草ネット等の導入場所としては、草刈りがしにくい斜面等が適します。植生が生育する前に、法面や施設周りをネット等の資材で被覆します。耐用年数や地域の特性を踏まえて適切な資材を選定します。



抑草ネット

②配慮事項

機能診断結果に基づき、必要に応じ簡易補修等による適正な管理を行うことが必要です。

4) 薬剤による地上部の除草

①実施方法

地上部のみを枯死させる成長抑制剤等、環境や土壌侵食等に影響の少ない薬剤を用いて除草作業の軽減を図ります。

薬剤散布を行うに当たっては、マスクや手袋を着用し薬害を防止するとともに、周辺に飛散しないように注意して行います。



薬剤を用いない畦
(左)と用いた畦

【きめ細やかな雑草対策】

～活動例1～

・活動対象

農用地法面 (3ha)

・活動内容

草刈りの労力を軽減するため、センチピードグラスを播種しました。法面が十分に覆われるまでは、雑草対策を実施しました。植栽後は、虫、ネズミ等の発生が減少しました。

・活動時期

作業は、5月上旬～6月中旬に実施しました。

・参加者

集落全体が参加しました。

～活動例 2～

・活動対象

水田（180ha）

・活動内容

有機減農薬栽培としてブランド化しているため、除草剤を使用せずに全て草刈りによる除草を行っています。

・活動時期

草刈は、6～8月に1回／月の計3回実施しました。

・参加者

各農家を実施しました。

～活動例 3～

・活動対象

地区内の農用地（10ha）

・活動内容

除草剤を散布すると畦畔が崩れやすくなるので、機械を用いて除草をしました。

・活動時期

草刈は、4月と5月中旬に実施し、以後は1ヶ月ごとに農業者が地先で実施しました。

・参加者

4月と5月中旬の草刈りには、集落全体が参加しました。

5. 異常気象時の対応

(1) 異常気象後の見回り

洪水・台風・地震・豪雪等の異常気象等が治まった後に、十分に安全を確認した上で、畦畔、排水口、法面等の見回りを行い、状況を把握すること。

【活動のねらい】

台風や豪雪、洪水、地震等、施設破損のおそれがある異常気象等が治まった後には、安全を確認した後に、畦畔、排水口、法面等の見回りにより状況の把握を行うことが大切です。

【活動の内容】

異常気象等後には、水田内にごみ等が流れていたり、排水口が塞がれていたり、畦畔や法面が崩れていないか等について見回りを行い状況を把握します。

異常を確認した場合には、図面（概略図）や写真、メモ等を作成して、関係機関への連絡や補修作業に役立てます。記録については保管します。



水田へのゴミの流入状況



法面の崩壊状況

【配慮事項】

見回りは、畦畔や法面が崩れやすくなっていることがありますので、十分気をつけて複数人で見回りを行って下さい。重大な異常を発見した場合は、早急に土地改良区や市町村等の関係機関に連絡します。

(2) 異常気象後の応急措置

異常気象等後の見回りの結果、農用地に障害が生じるような状況である場合、必要に応じて応急措置を行うこと。

【活動のねらい】

異常気象等後の見回りの結果、畦畔や農用地法面等に障害が生じている場合は、応急措置を行い、施設の機能を維持できる状態に保全管理することが大切です。

【活動の内容】

畦畔は、土のう等により本来の高さや幅を確保します。

農用地法面は、水みちの状態や法面の侵食状況から、土を補充して締め固めるか、砕石、土のう等を用いて補修します。

土を補充し締め固める場合は、安全を確保しつつ侵食部分を整形し、補充用の土と混合する等盛土が地盤によくなじむようにします。

【配慮事項】

- ・長大な法面は、法尻の小規模な侵食が大きな被害につながることもあるので、早急な補修が必要な場合があります。一方、地すべり地域では、補修に伴うわずかな法面整形が地すべりを誘発する場合もあるので、大きな被害が予想される場合には、市町村や土地改良区等に連絡し、補修対策等を依頼します。